

鼠ヶ関マリーナ

指定管理者募集要項

令和4年6月

山形県県土整備部空港港湾課

目 次

1	募集の概要	1
	(1) 施設の名称	1
	(2) 指定期間	1
	(3) 指定管理者の募集及び選定の方法	1
	(4) 審査結果等の通知及び公表	1
	(5) 協定の締結	1
	(6) 問合せ先	1
2	施設の概要	2
3	指定管理者が行う業務	2
	(1) 施設の運営に関する業務	2
	(2) 施設の維持管理に関する業務	2
	(3) その他の業務	3
4	指定管理者募集に関する事項	3
	(2) 指定管理者の募集手続き	3
	(3) 申請に関する事項	5
	(4) 欠格事項	7
5	経費に関する事項	7
	(1) 上限額	7
	(2) 利用料金の収受及び県への納付金	8
	(3) 利用料金の額の設定	8
	(4) 利用料金の全部又は一部の免除	8
	(5) 県が提示する管理代行料に含まれるもの	8
	(6) 会計処理	8
6	審査及び選定に関する事項	9
	(1) 審査方法	9
	(2) 選定基準	9
	(3) 選定基準ごとの審査項目及び配点等	9
7	協定に関する事項	11
	(1) 包括協定	11
	(2) 年度協定	12
8	調査及び指示	12
9	関係法令等の遵守	12
	(1) 地方自治法	12
	(2) 山形県行政手続条例（平成8年3月県条例第9号）	12
	(3) 山形県個人情報保護条例（平成12年10月県条例第62号）	12
10	情報公開について	13
	(1) 指定申請書類の著作権及び公表	13
	(2) 候補者の選定に関する情報等の公表	13

(3) 事業報告書及び財務諸表の公表.....	13
(4) 管理運営状況等に係る検証結果の公表.....	13
(5) 指定管理者が行う情報公開に係る県の指導.....	13
11 指定管理者の指定の取消しに関する事項等.....	13
(1) 指定管理者の業務開始前までの期間における取消し要件等.....	13
(2) 指定期間中における取消し要件等.....	14
(3) 協定締結の解除等.....	14
(4) 損害賠償.....	14
(5) その他.....	14
12 その他.....	14
13 添付資料.....	15

鼠ヶ関マリーナ指定管理者募集要項

鼠ヶ関マリーナの効果的かつ効率的な管理運営を行うため、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年3月県条例第11号。以下「手續条例」という。）及び山形県港湾施設管理条例（昭和51年3月県条例第29号。以下「港湾条例」という。）に基づき、指定管理者を次のとおり募集します。

1 募集の概要

(1) 施設の名称

鼠ヶ関マリーナ（港湾施設）

(2) 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

(3) 指定管理者の募集及び選定の方法

公募とし、申請者から提出のあった事業計画書の内容等について、山形県県土整備部指定管理者審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査したうえで、候補者を選定します。

(4) 審査結果等の通知及び公表

審査結果は、申請者に対して通知するとともに、山形県ホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp/>）、県土整備部空港港湾課のページへの掲載等により公表します。

(5) 協定の締結

県は、県議会の議決を経て、選定された候補者を指定管理者に指定します。その後、指定管理者と細目について協議を行い、協定を締結します。

(6) 問合せ先

下記①又は②にお問い合わせください。

①山形県県土整備部空港港湾課 港湾担当

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

電 話 023-630-2625

F A X 023-630-2664

E-Mail 県ホームページ下部の「お問い合わせはこちら」から

②山形県港湾事務所 港政管理担当

〒998-0036 酒田市船場町二丁目5番15号

電 話 0234-26-5635

F A X 0234-22-5216

E-Mail ykowan@pref.yamagata.jp

2 施設の概要

- ① 所在地 鶴岡市鼠ヶ関地内
- ② 施設の内容
 - ・ 船舶保管施設面積 (10,644㎡)
 - ・ 栈橋 (254m)
 - ・ 浮き栈橋 (100m)
 - ・ 物揚場 (97m)
 - ・ 船揚場 (85m)
 - ・ 上下架クレーン (1基)
 - ・ ウインチ (1基)
 - ・ 牽引運搬車 (3台)
 - ・ 給水施設 (36基)
 - ・ 給電施設 (8基)
 - ・ マリーナ管理事務所 (1棟 938㎡)
- ③ 設置年月日 昭和57年6月
- ④ 現指定管理者 鶴岡市

利用実績

(単位：隻、千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
保管艇数	97	99	100	106
利用料金	16,906	16,104	16,694	18,868

※ 詳細は別添「鼠ヶ関マリーナの施設概要」を参照してください。

3 指定管理者が行う業務

指定管理者は、施設管理運営方針を踏まえ、以下の業務を行います。詳細は別添「鼠ヶ関マリーナ管理業務仕様書(資料1)」のとおりです。

(1) 施設の運営に関する業務

- ① 利用者に対する施設使用承認等
- ② 利用料金の收受及び経理
- ③ 利用者に対する係留場所の指定に関する事
- ④ 利用者に対する施設利用の指導や調整に関する事
- ⑤ 利用者と地元(近隣住民や漁業者等)との連絡調整に関する事
- ⑥ 水域利用上のマナー、ルールの周知を図り、意識啓発を行う事
- ⑦ 保管艇の盗難防止等防犯に関する事
- ⑧ 利用の促進
- ⑨ 関係機関との連絡調整
- ⑩ 住民や利用者からの苦情等への適切かつ真摯な対応
- ⑪ 企画事業※の実施

(2) 施設の維持管理に関する業務

- ① 施設、設備の保守・点検及び修繕
- ② 敷地内の清掃等環境整備
- ③ 事故、災害又は火災など、緊急時の対応に関する事

(3) その他の業務

- ① 自主事業※の実施
- ② 事業計画書及び収支計画書の作成
- ③ 事業報告書の作成
- ④ 月例報告
- ⑤ サービス向上に向けた自己検証の実施及び当該検証結果の県への報告
- ⑥ 指定期間が満了したとき又は指定が取り消された時の引継ぎ業務
- ⑦ 問題が生じた際の連絡調整
- ⑧ 定期的な意見交換
- ⑨ その他、県からの指示事項や照会に対する回答

※ 企画事業とは、県が施設の設置目的や特性等から必要と認める事業について、港湾条例や協定書等で指定管理者が行う業務として規定し、指定管理者に事業内容等の企画提案を求め、指定管理料や利用料金等を充当して実施する事業とします。

※ 自主事業とは、指定管理者が自己の責任と費用により、指定管理業務の実施を妨げない範囲において実施する、当該施設の利用促進・活性化、利便性の向上等に資する事業とします。なお、自主事業を実施するにあたっては、あらかじめ県の承認を得るものとします。収支計画書の作成に当たっては、指定管理業務に係る収支と自主事業に係る収支を分けることとします。

※ 詳細は別添「鼠ヶ関マリーナ管理業務仕様書（資料1）」を参照してください。

4 指定管理者募集に関する事項

(1) 指定管理者の募集及び選定スケジュール

主な手続きの実施スケジュールは、次のとおりです。

- | | |
|---------------|----------------------|
| ① 募集要項等の配布 | 令和4年6月7日（火）～7月12日（火） |
| ② 質問書の受付 | 令和4年6月7日（火）～6月28日（火） |
| ③ 現地説明会の開催 | 令和4年6月20日（月） |
| ④ 申請書類の受付 | 令和4年7月4日（月）～7月12日（火） |
| ⑤ 審査 | 令和4年7月下旬～8月上旬 |
| ⑥ 選定された候補者の公表 | 令和4年9月予定 |
| ⑦ 指定管理者の指定 | 令和4年10月予定 |
| ⑧ 指定管理者との協定締結 | 令和5年2月予定 |

(2) 指定管理者の募集手続き

① 募集要項等の配布

ア 配布期間 令和4年6月7日（火）から7月12日（火）までの午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

- イ 配布場所 1 (6) の問合せ先に記載する場所
なお、県のホームページ (<https://www.pref.yamagata.jp>) から
も入手することができます。
- ② 募集に関する質問書の受付
- ア 受付期間 令和4年6月7日(火)から6月28日(火)午後5時15分(必着)
まで
- イ 提出方法 鼠ヶ関マリーナ指定管理者公募に関する質問票(別紙1)により、
電子メール又はFAXで、1(6)の問合せ先まで期間内に送付して
ください。
なお、質問書を送付した場合は、必ず電話で到達を確認してくださ
い。ただし、電話、来訪など口頭による質問は受け付けません。
- ウ 回答方法 質問書に対する回答は、質問書を提出した法人又は団体に電子メー
ル等で随時回答するとともに、前記の県ホームページに掲載します。
- ③ 現地説明会
- ア 開催日時 令和4年6月20日(月)午前10時から
- イ 集合場所 鼠ヶ関マリーナ会議室(鶴岡市鼠ヶ関地内 TEL 0235-44-3199)
- ウ 参加人員 各法人等3名以内
- エ 申込方法等 鼠ヶ関マリーナ現地説明会参加申込書(別紙2)により、持参、
郵送、電子メール又はFAXで、1(6)の問合せ先まで令和4年
6月14日(火)午後5時15分(必着)までにお申し込みください。
なお、現地説明会参加申込書を送付した場合は、必ず電話で到達
を確認してください。
- ④ 申請書類の受付
- ア 受付期間 令和4年7月4日(月)から7月12日(火)まで(県の休日を除
く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
- イ 受付方法 1(6)の問合せ先まで、持参又は郵送してください。なお、郵送
の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内
に到着したものに限り、受け付けます。
- ⑤ 審査
7月下旬から8月上旬の間に実施します。ヒアリングを実施する場合は、別途、申
請者に通知します。
- ⑥ 候補者の選定
審査委員会における審査結果に基づき、候補者を選定し、申請者全員に結果を通知
するとともに、前記の県ホームページにおいて公表します。(9月予定)
- ⑦ 指定管理者の指定
県議会の議決後に、候補者を指定管理者に指定します。(10月予定)
- ⑧ 指定管理者との協定締結
指定管理者の指定後に協定を締結します。(令和5年2月予定)

(3) 申請に関する事項

① 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

ア 県内に主たる事務所（本店）を有すること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。

ウ 山形県から指名停止措置を受けていないこと。

エ 国税及び地方税を滞納していないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。

カ 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

- ・ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- ・ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。
- ・ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

キ 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する申請でないこと。

ク 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続きが行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。

ケ 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員がアからクまでの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- ・ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
- ・ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

② 複数の団体による共同申請

サービスの向上又は効率的な運営を図る上で必要な場合は、複数の法人等が共同企業体を構成して申請することができます。この場合は次の③のオからキまでの書類は、構成員ごとに提出してください。

③ 申請書類

申請時には、次に掲げる書類（以下「申請書類」という。）を19部（正本1部、副

本18部) 提出してください。

ア 指定管理者の指定申請書 (手続条例施行規則別記様式第 1 号)

イ 法人等の概要 (様式 1)

共同企業体が申請を行う場合には、共同企業体申請構成表 (様式 1 - 2) も提出してください。

ウ 組織体制と資格取得状況 (様式 2)

本施設の管理を行う際の組織体制計画 (自ら実施する業務 (別途職員を雇用するのか、現行の人員体制の中で行うのか) と、設備保守など外部委託する業務) について記入してください。

エ 事業計画書 (様式 3)、収支計画書 (様式 4)

オ 鼠ヶ関マリーナ指定管理者の申請者に必要な資格を満たしていることの申立書 (様式 6)

カ 労働関係法令の遵守に関する誓約書 (様式 7)

キ 関係書類

- a 指定管理者の指定を受けようとする法人等の定款、寄附行為若しくは規約及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- b 法人等における申請の日の属する事業年度より前 3 箇年分の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、財産目録、その他法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類 (申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、設立時の財産目録等)
- c 法人等の役員の名簿及び履歴書
- d 法人等が現に行っている業務の概要並びに法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類
- e 消費税納税証明書及び法人の場合は法人税納税証明書 (税務署が発行する直近 1 年間の証明書。提出日において発行の日から 3 箇月以内のものに限る。)
- f 山形県税について未納の徴収金 (納期限が到来していないものを除く。) がない旨の証明書 (総合支庁が発行する直近 1 年間の証明書。提出日において発行の日から 3 箇月以内のものに限る。)
- g 市町村税について未納の徴収金 (納期限が到来していないものを除く。) がない旨の証明書 (市町村が発行する直近 1 年間の証明書。提出日において発行の日から 3 箇月以内のものに限る。)
- h 社会保険への加入状況を確認できる書類
〔雇用保険〕 下記の書類のいずれか
 - ・資格取得等確認通知書 (写)
 - ・直近の概算保険料又は確定保険料申告書 (写) 及び領収済通知書 (写)〔健康保険及び厚生年金保険〕 下記の書類のいずれか
 - ・被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書 (写)
 - ・被保険者報酬月額基礎届に伴う標準報酬決定通知書 (写)
 - ・直近の保険料の領収通知書 (写)
- i その他審査の参考となる資料

④ 留意事項

- ア 必要に応じて関連法人等の財務諸表や金融機関の支援体制等の資料を求める場合があります。
- イ 申請に際して必要となる費用はすべて申請者の負担とします。
- ウ 提出された申請書類は、理由のいかんを問わず返却しません。
- エ 申請から県議会における指定の議決までの間に、法人等の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名に変更があった場合は、速やかに、山形県知事あて変更届（任意の様式）を提出してください。

(4) 欠格事項

申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その申請者を失格とします。

- ① 本募集要項に定める資格・要件が備わっていない場合
- ② 事業計画書において、指定管理料が県の提示する額を上回っている場合
- ③ 複数の事業計画書を提出した場合
- ④ 様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しない場合
- ⑤ 審査委員会の委員に個別に接触した場合
- ⑥ 申請書類に虚偽又は不正があった場合
- ⑦ 申請書類受付期限までに所定の書類が整わなかった場合
- ⑧ その他不正な行為があった場合

5 経費に関する事項

指定管理者による施設の管理においては、地方自治法第244条の2第8項で定める「利用料金制」を採用し、施設の管理に要する経費は利用料金収入をもってこれに充てます（県からの支出はありません）。

なお、山形県に受領権限のある利用料金以外の収入（使用料、目的外使用料、占用料）については、山形県に帰属します。

経費の取扱いについては、次のとおりです。

(1) 上限額

- ① 指定期間中の管理代行料の上限額（消費税及び地方消費税を含む。）は次のとおりとします。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	計
13,113千円	13,113千円	13,113千円	13,113千円	13,113千円	65,565千円

※ 申請の際は、この上限額以内で管理代行料を提示してください。

なお、各年度においても年度上限額以内となるようにしてください。上限額を超えた申請は受理しません。

- ② 管理代行料については、事業計画書に提示のあった金額を参考に指定管理者と協議を行い、年度協定に定めます。

なお、実際の管理代行料は、指定管理者が申請時に提示した額ではなく、これを上限として毎年度定める予算により確定します。（年度によっては指定管理者の提示金額に満たない場合があります。）

(2) 利用料金の収受及び県への納付金

施設の利用料金に係る料金収入は、指定管理者自らの収入として収受し、管理に要する経費に充てることができるが、利用料金収入から管理代行料を控除した金額を算定し、当該算定額から消費税相当額を控除した額の1/2の額を山形県に納付していただきます。

令和3年度実績で算出した場合、13,720千円(2,744千円×5年。千円未満切捨。)程度が県への納付額になります。

なお、県への納付方法は、利用料金の収納及び管理代行料の状況を考慮したうえで、数回に分けて山形県が請求するものとします。

[参考] 令和3年度の場合

18,868千円(令和3年度利用料金収入) - 12,832千円(管理代行料) = 6,036千円 6,036千円×10/110=549千円(消費税相当額) 6,036千円-549千円×1/2=2,743千円(指定管理者の収入額) 6,036千円-549千円-2,743千円=2,744千円(県への納付額)
--

(3) 利用料金の額の設定

利用料金は、港湾条例に定める使用料(資料4の別表「ト 鼠ヶ関マリーナ」(P.15～P.19)を参照)の範囲内において、あらかじめ山形県の承認を受けて指定管理者が定めるものとします。

なお、条例に定める使用料を下回る利用料金を設定する場合は、(1)①で提案のあった額からその減少する額を控除するものとします。

(4) 利用料金の全部又は一部の免除

利用料金の全部又は一部の免除(以下「減免」という。)については、港湾条例第26条の4第5項の規定により、あらかじめ県の承認を受け、指定管理者が定めるものとします。

(5) 県が提示する管理代行料に含まれるもの

- ① 人件費
- ② 事務費(消耗品、電話料等)
- ③ 管理費(光熱水費、保守管理費、修繕費等)
- ④ 事業費(企画事業関係)
- ⑤ その他必要と認める経費

(6) 会計処理

鼠ヶ関マリーナの管理運営に係る会計処理は、指定管理者の他の事業と区別して専用の口座で経理してください。

6 審査及び選定に関する事項

(1) 審査方法

審査委員会において、申請者から提出のあった事業計画書の内容等について、サービス向上、管理経費の節減、地域経済への貢献、管理運営の安定性、より良い地域社会を形成する観点などの次の選定基準に基づく得点を参考のうえ、総合的に審査し、候補者を選定します。

(2) 選定基準

手続条例第3条に定める以下の基準を踏まえ選定します。

- ① 公の施設の平等利用が確保されるものであること。
- ② 事業計画書の内容が、公の施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができるものであること。
- ③ 事業計画書に沿った公の施設の管理を適正かつ確実にを行う能力を有すること。

(3) 選定基準ごとの審査項目及び配点等

① 選定基準ごとの審査項目及び配点

選定基準	審査項目	審査のポイント	確認書類	配点等
基本事項	施設の設置目的と管理運営方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県が示す管理運営方針と申請者が提案した方針は合致するか。 ・ 申請者の経営モラルは適切か。 	事業計画書 (運営方針)	満たしていなければ「失格」
	収支計画の適確性及び実現の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者が提示した管理代行料は、県が示した上限額以内となっているか。 ・ 収支の積算と事業計画は整合性が図られているか。 ・ 収支計画は実現可能なものか。 ・ 業務遂行のための適切な積算となっているか。 ・ 現指定管理者が申請者の場合は、現事業計画の履行状況から、次期事業計画は実現可能か。 	事業計画書 収支計画書 ※収支計画の積算根拠資料を含む サービス提供・管理運営状況に係る検証等結果【検証シート】	
	施設の維持管理の適確性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該施設を適切かつ安定的に管理運営する能力があるか。 ・ 県が求める維持管理の基準に合致しているか。 	事業計画書	
	労働法令の遵守	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働関係法令は遵守しているか。 ・ 最低賃金は遵守しているか。 	労働法令違反状況、最低賃金の遵守状況等	
施設の平等利用の確保	平等利用を図るための具体的手法と期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者や障がい者等、全ての利用者の平等な利用や利用のしやすさに配慮しているか。 ・ 事業内容に偏りがいないか。 	事業計画書 (運営方針) (事業内容)	5
事業計画書の内容が施設の目的を効果的かつ効率的に達成することができること	管理経費における経済性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 効率的な維持管理を図ることなどにより、提案額は県が示す上限額と比べ節減は図られているか。 	事業計画書 収支計画書 ※収支計画の積算根拠資料を含む	10
	サービス向上を図るための具体的手法	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス向上のための取組内容は適切か。 ・ 募集要項（仕様書）で示した内容への提案として適切か。 ・ 施設の機能や設備を十分に活用した提案となっているか。 ・ 自主事業の企画内容は、サービスの向上を一層図るものか。 	事業計画書 収支計画書 ※収支計画の積算根拠資料を含む	30

	施設の維持管理の内容の妥当性	・維持管理の内容（実施回数、箇所等）は適切な計画となっているか。 ・施設の安全管理、利用者の安全管理への取組み（防犯・防災・事故防止・感染症防止等の対策）は十分か。	事業計画書 ※維持管理の内容（回数、箇所等）	7
	利用者の増加を図るための具体的手法	・利用拡大の取組内容は十分か。 ・広報計画の内容は適切か。 ・具体的かつ適切な達成目標（利用者数等）を設定しているか。	事業計画書	6
	管理運営に有益な地域における活動（地域貢献）	・地域との関わりが強い活動や地域と一体となった活動等。 ・地域、関係機関、ボランティアとの連携は十分か。	事業計画書	5
事業計画書に沿って施設の管理を適正かつ確実に行う能力を有すること	安定的な運営が可能となる人的能力及び運営体制	・職員体制（人数・配置体制）は十分か。 ・責任の所在は明確か。 ・有資格者、経験者等の配置は十分か。 ・職員の採用、確保方策は適切か。 ・職員の育成、研修体制は十分か。 ・外部委託の実施計画は妥当か。 ・共同企業体の場合、構成団体の責任・役割分担は妥当か。 ・過去に本県の公の施設の指定管理者として重大な協定違反等をした事実はないか。あった場合は適正な措置がとられているか。	事業計画書（組織図） （実施体制） （雇用計画） （研修計画） 資格証明書 共同企業体協定書	8
	財務状況及び経営基盤	・申請者の財務状況は健全か。 ・金融機関、出資者等の支援体制は十分か。	会社概要、定款、登記事項証明書、財務諸表	8
その他	利用者要望への対応	・利用者等からの苦情、要望の把握及びそれらへの対応体制は妥当か。 ・トラブルの未然防止、発生時の対策は妥当か。	事業計画書（相談体制）	5
	緊急時の対応	・防災対策、緊急時及び事故発生時の対策（未然防止対策を含む）は妥当か。	事業計画書（リスク管理） （緊急時体制）	4
	情報公開、個人情報保護及び公益通報者保護の取組	・情報公開、個人情報保護及び公益通報者保護の取組は妥当か。	事業計画書 会社概要等	3
	地域経済への貢献	・地元企業の参画、活用や地域経済への貢献を考慮しているか。	事業計画書	3
	県の施策への協力	・県が進める各種施策（別表）に対し、協力しているか。	会社概要等	3
	環境への配慮	・リサイクル・省エネ等、環境への配慮は十分か。	事業計画書	3

(別表) 県の施策への協力で評価する各種施策

<ul style="list-style-type: none"> ①エコアクション21取得 ②障がい者雇用 ③子育て支援 ④ワークライフバランス表彰・男女いきいき子育て応援宣言 ⑤建設雇用改善優良事業所表彰 ⑥地域貢献活動（災害活動、マイロード等） ⑦新規学卒者の雇用・インターンシップ受入れ ⑧山形ウーマノミクスの推進 ⑨協力雇用主としての活動 ⑩新分野進出等経営革新への取組み（再生可能エネルギー分野への進出を含む） ⑪建設産業の新3K（給料、休暇、希望）の実現に向けた取組み

② 現指定期間中の検証における評価結果による加点

現指定管理者が応募した場合、現指定管理期間中における当該施設の「サービス提供、管理運営状況の検証における評価」の結果を選定審査の審査に反映させることとし、現指定管理期間中の評価結果のうち「サービスの向上」と「地域の活性化、雇用の確保等」の検証項目に係るA評価の割合に応じて、審査委員会の審査における審査項目「サービス向上を図るための具体的手法」及び「地域経済への貢献」に係る配点の最大60%を得点（各委員の平均点）に加点します。

7 協定に関する事項

審査委員会により選定された候補者について、県議会の議決を経て指定管理者として指定した後、細部についての協議を行い、施設の管理運営に関する指定期間全体の「包括協定」を締結します。ただし、協定締結及び協定発効以前に、指定管理者の財務状況が悪化する、社会的信用を著しく失うなど、指定管理者として相応しくないと認められる状況に至った場合は、協定を締結しない、あるいは協定を解除することがあります。

また、年度ごとに施設の管理運営に係る「年度協定」の締結を行います。それぞれの協定の内容は次のものを予定しています。

(1) 包括協定

- ① 指定期間に関する事項
- ② 事業計画に関する事項
- ③ 管理の基準（利用時間、休業日等）、利用料金の設定・免除、行為制限に関する事項
- ④ 業務の内容及び範囲に関する事項
- ⑤ 物品等の帰属に関する事項
- ⑥ 事業報告（添付書類を含む。）に関する事項
- ⑦ アンケートの実施など利用者の意見や要望の把握に関する事項
- ⑧ サービス提供や管理運営状況の分析・検証に関する事項
- ⑨ 管理代行料の総額、納付金の額及び会計処理に関する事項
- ⑩ 県と指定管理者の定期的な意見交換及び協定にない問題が生じた際の連絡調整のあり方に関する事項
- ⑪ 指定の取消し、業務の停止命令に関する事項
- ⑫ 安全管理（大規模災害時の対応方針等を含む。）、リスク管理（施設の管理運営に支障が生じるような大幅な物価変動等が生じた場合の取決めを含む。）、責任分担、原状回復義務、損害賠償等に関する事項
- ⑬ 管理運営上重大な支障が生じた場合又はそのおそれが生じた場合の指定管理者からの報告（県の求めによる資料等の提出を含む。）に関する事項
- ⑭ 情報公開、個人情報保護及び公益通報者保護に関する事項
- ⑮ 業務の引継ぎに関する事項
- ⑯ 環境へ配慮した取組みに関する事項（山形県環境保全率先実行計画（第5期）の内容に留意した記載とする。）

- ⑰ 労働関係法令の遵守及び雇用・労働条件に対する配慮に関する事項
- ⑱ その他県が必要と認める事項

(2) 年度協定

- ① 当該年度の事業の実施に関する事項
- ② 当該年度における管理代行料の額及び納付金の納付方法に関する事項
- ③ 当該年度に実施する事業に関する事業報告、リスク管理、責任分担等に関する事項
- ④ その他県が必要と認める事項

8 調査及び指示

地方自治法第244条の2第10項の規定により、指定管理者が管理する施設の管理の適正を期するため必要があると認めるときは、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況について報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることがあります。

9 関係法令等の遵守

指定管理者が業務を遂行するにあたり、関連する法令がある場合は、それらを遵守してください。港湾条例及び関連する規則のほか、特に次の法令に留意してください。

(1) 地方自治法

第244条第2項

指定管理者は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではなりません。

第244条第3項

指定管理者は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはなりません。

(2) 山形県行政手続条例（平成8年3月県条例第9号）

県では、行政処分等に関する手続に関し、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって県民の権利利益の保護に資することを目的として、必要な事項を条例で定めています。

指定管理者は、この条例の適用を受ける「行政庁」に含まれると解されるため、同条例の諸規定が適用されます。

(3) 山形県個人情報保護条例（平成12年10月県条例第62号）

県では、個人情報を保護するため、その適正な取扱いに関して必要な事項及び保有する個人情報の本人開示及び訂正を請求する権利等を条例で定めることにより、個人の権利利益を保護し、県政の適正かつ公正な運営を図っています。

本条例第9条において、個人情報を扱う事務の委託を受けた者の個人情報保護に関する義務が規定されており、指定管理者においても同条の規定が適用されます。

10 情報公開について

(1) 指定申請書類の著作権及び公表

指定申請書類の著作権は、指定管理者に指定されるまでは申請者に、指定後は県に帰属します。指定管理者の指定後、指定管理者となった者から提出があった申請書類について、山形県個人情報保護条例の諸規定を遵守の上、県は原則としてその全部を情報公開窓口（県庁の行政情報センター及び総合支庁窓口。以下同じ。）で公表します。

また、指定管理者とならなかった者から提出があった指定申請書類についても、県はその全部を公表することができるものとします。

(2) 候補者の選定に関する情報等の公表

審査委員会の会議録等を県ホームページで公開します。

候補者選定手続きの透明性を確保するため、審査の方法、選定基準、配点、候補者の名称・所在地並びに候補者選定の結果及び理由（採点結果を含む。）について、県ホームページ及び情報公開窓口で公表します。

(3) 事業報告書及び財務諸表の公表

指定管理者から毎年度、県に提出される事業報告書及び財務諸表は、原則としてその全部を情報公開窓口で公表します。

(4) 管理運営状況等に係る検証結果の公表

毎年実施する管理運営状況等に係る検証結果は、県ホームページ及び情報公開窓口で公表します。

(5) 指定管理者が行う情報公開に係る県の指導

指定管理者が行う情報公開については、「公の施設に係る指定管理者の情報公開指導要綱」に基づき、県は指定管理者に対して指導できるものとします。

11 指定管理者の指定の取消しに関する事項等

指定管理者の業務開始前又は指定期間中に、指定管理者の候補者として選定された者又は指定管理者として指定された者が、次の事項に該当した場合は、指定管理者の候補者の選定若しくは指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

(1) 指定管理者の業務開始前までの期間における取消し要件等

- ① 県議会の議決を得られなかった場合
- ② 指定管理者の候補者又は指定管理者が倒産し、若しくは解散したとき又は社会的に非難される事件を起こした場合
- ③ 指定管理者の候補者又は指定管理者が提出した書類に虚偽の記載があることが判明した場合

- ④ その他指定管理者に指定することが不可能となった場合、又は著しく不相当と認められる事案が生じた場合

(2) 指定期間中における取消し要件等

- ① 手続条例第3条に定める基準及び本募集要項4(3)①の「申請者に必要な資格」を満たさなくなった場合
- ② 指定管理者の財務状況が著しく悪化し、管理業務の履行が確実にないと認められる場合
- ③ 本募集要項8の県が行う必要な指示(いわゆる改善勧告)に従わない場合又は指示内容に係る改善が見られない場合
- ④ 合併・分割等による法人格の変更に伴い、再度指定手続きを行う場合
- ⑤ 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理を継続させることが適当でないと認められる場合
(例：法人等の解散、不適切な施設運営、施設運営収支の著しい悪化、法令又は協定等の違反、施設管理の責任者又は法人等の役員の刑事訴追、指定の取消しの申し出があった場合 など)
- ⑥ 情報公開、個人情報保護、公益通報者の保護の取扱い及び承認等の手続が不適切であると認められる場合

(3) 協定締結の解除等

上記(1)又は(2)が適用された場合には、業務の停止を除き、協定を締結しないか又は協定を解除します。

(4) 損害賠償

上記(1)又は(2)により指定管理者の候補者としての選定又は指定管理者の指定が取り消された場合で、県に損害が発生した場合には、県は損害賠償請求を行います。

(5) その他

- ① 指定管理者は、業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに県に報告しなければなりません。
- ② 自然災害等、県及び指定管理者の責めに帰することのできない事由により、業務の継続が困難になった場合には、県と指定管理者は、業務の継続の可否について協議するものとします。
- ③ 自己の都合により指定管理者からの指定の取消しを求める場合には、その後の管理業務に支障を及ぼさないよう十分な期間をもって申し出をしてください。

12 その他

協定の解釈に疑義が生じた場合、又は、協定に定めのない事由が生じた場合は、県と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

13 添付資料

- (1) 鼠ヶ関マリーナ管理運営業務仕様書、別表1、別表2、鼠ヶ関マリーナ管理運営業務特記仕様書（資料1）
- (2) 山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（資料2）
- (3) 山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（資料3）
- (4) 山形県港湾施設管理条例（資料4）

鼠ヶ関マリーナ指定管理者公募に関する質問票

山形県県土整備部空港港湾課 港湾担当 あて

(FAX 023-630-2664)

山形県港湾事務所 港政管理担当 あて

(FAX 0234-22-5216)

令和4年 月 日

質問番号	募集要項の該当項目等	質問内容

【質問者】

団体名		
氏名		
連絡先	電話番号	
	FAX番号	
	Eメール	

※ 質問の受付期限は、令和4年6月28日（火）です。

鼠ヶ関マリーナ現地説明会参加申込書

山形県県土整備部空港港湾課 港湾担当 あて

(FAX 023-630-2664)

山形県港湾事務所 港政管理担当 あて

(FAX 0234-22-5216)

令和4年 月 日

団体名		
参加者氏名	役職名	氏名
連絡先	電話番号	
	FAX番号	
	Eメール	

※ 令和4年6月14日（火）までお申し込みください。